

別海町農業委員会議事録

(令和5年7月31日)

○開催日時 令和5年7月31日(月)
午前10時00分から午前12時00分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の定期報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 14 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（27名）

会 長 27番 信 夫 重 勝
会 長 代 理 26番 加 藤 真 純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	阿	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	石	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	山	木		實
11番	竹	花	智	子	12番	佐 ^々	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	猿	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	市	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	石	島		敏
19番	芥	藤	春	雄	20番	小	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	岸	島	千	秋
23番	目	黒	英	夫	24番	豊	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（0名）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主査	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一	真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

1番 羽 石 健 一 2番 加 藤 祐 介

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席 1 番 羽 石 健 一 ⑩

議席 2 番 加 藤 祐 介 ⑩

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告7件、議案7件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は27名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。1番羽石委員、2番加藤祐介委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（信夫会長）

日程第1 報告第1号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第1号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で14件ございます。1号から8号までにつきましては、農地所有者から所有権の移転に係るあっせんの申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、さらに将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取り扱いについては後の議案第2号で提案し御審議いただく予定です。9号から14号につきましては、本年6月総会で報告をさせていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度、協議が整う運びとなったものです。今後の取り扱いについ

ては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、不成立。

次号から第14号までのあっせん候補者につきましては同文ですので、朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第5号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第6号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

第7号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、不成立。

第8号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第9号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第10号、あっせん対象地、
番地外筆、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で
円。

第11号、あっせん対象地、
番地、計 m^2 。農地の所有者、
番地の、。あっせん委員、同

上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [redacted] 円。

第12号、あっせん対象地、[redacted] 一外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。農地の所有者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。あっせん委員、加藤真純委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [redacted] 円。

第13号、あっせん対象地、[redacted] 一外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。農地の所有者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [redacted] 円。

第14号、あっせん対象地、[redacted] 一外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。農地の所有者、[redacted] 番地 [redacted]、[redacted]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で [redacted] 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号から8号につきましては不成立案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。9号から14号までの成立案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。9号につきましては7番押田委員、10号及び11号につきましては15番藤田委員、12号及び13号につきましては3番芳賀委員、14号につきましては1番羽石委員。

それでは、9号につきまして7番押田委員お願いいたします。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。[redacted]さんの北海道農業公社買入れ案件になります。5年後の取得者は新規就農者の[redacted]さんになっております。[redacted]さんはまだ20代で、奥さんは人工授精師の資格を持ち、昨年末には子どもも生まれ、やる気に満ちています。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、10号及び11号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。10号及び11号まとめて説明いたします。[redacted]さん、[redacted]さんは[redacted]の土地を北海道農業公社の保有合理化事業で[redacted]に売買する予定です。5年後の買取を目指しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、12号及び13号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、12号の[redacted]の所有地ですが、これは新規就農

のために [] に押さえてもらっていた土地なのですが、新規就農の目途が立ったので北海道農業公社が買い上げをし、新規就農者に渡すために事業に乗るものであります。

13号の [] さんですが、この方の土地ですが離農に伴いまして12号と合わせて新規就農者である、 [] の従業員が入るということです。経験とやる気がある方ですのでよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、14号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。 [] さんが昨年末に離農されて、保有合理化事業で北海道農業公社に買入れしてもらいました。新規就農者の [] さんが入られるということです。 [] さんは [] の農家で従業員として働いており、奥さんは [] の獣医をやられていた方で、研修牧場で研修をされていました。地域の協議会で協議をしてもらった結果、皆さんに了承していただいたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第1号につきまして委員説明が終わりました。なお、12号について [] 番 [] 委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主査）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町

農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は6件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第6号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - [] 外筆、計 [] m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - [] 外筆、計 [] m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第3号、あっせん候補者、同上。あっせん対象地、[] - []、計 [] m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - [] 外筆、計 [] m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - []、計 [] m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格に関しましては贈与となっています。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[] - [] 外筆、計 [] m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で、[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては7番押田委員、2号及び3号につきましては15番藤田委員、4号および5号につきましては3番芳賀委員、6号につきましては1番羽石委員。

それでは1号を7番押田委員お願いします。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。先ほどの報告1号で北海道農業公社が買入れでき

なかった農地を一般あっせんで売買するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号を15番藤田委員お願ひします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。先ほどの■■■■さん、■■■■さんの農地で保有合理化事業に乗れなかった部分となっていますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号及び5号を3番芳賀委員お願ひします。

○3番 芳賀委員

はい、■■■さんの土地も同じく北海道農業公社の買上げに外れた土地なのですが、4号は近隣の■■■さんに、5号は新規就農を予定している■■■さんにとということになります。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号を1番羽石委員お願ひします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。先ほど、■■■さんが北海道農業公社に買入れされなかった土地を、一般あっせんで売買するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませぬか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませぬか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願ひします。

〇〇〇〇 m²。変更後、スタックサイロ外、計 〇〇〇〇 m²。事業完了年月日、令和 5 年 6 月 23 日。

以上で報告第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第 4 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 4 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 4 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 5 報告第 5 号

○議長（信夫会長）

日程第 5 報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 5 号、農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第 5 条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和 4 年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和 5 年 7 月 19 日に現地調査を行いました。内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、所有者、内容及び計画高、出来高、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

永久転用第 1 号、申請者、〇〇〇〇 番地の 〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所有者、〇〇〇〇 番地の 〇〇〇、〇〇〇〇。内容、住宅外、計 〇〇〇〇 m²。事業完了年月日、令和 5 年 3 月 16 日。

一時転用第 1 号、申請者、〇〇〇〇 番地の 〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所有者、〇〇〇〇 番地の 〇〇〇、〇〇〇〇。事業完了年月日、令和 5 年 7 月 6 日。砂計画高、4, 119 m³に対し出来高、100 m³。

以上で報告第 5 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。永久転用の1号につきましては事務局説明のみとさせていただきます。

一時転用の1号につきましては、9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

それでは説明いたします。7月19日に石毛委員、畠山委員、事務局と見てまいりました。ここは、長年にわたり少しずつ砂を採っている場所で、問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は45件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。また、3号につ

きましては 〇番 〇委員、22号につきましては 〇番 〇委員に関する案件ですので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長(信夫会長)

日程第7 報告第7号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

報告第7号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は7件の報告がありました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項または農地法第3条第1項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の報告を受けております。また、そのほかの要件につきましても要件を満たしております。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても農地所有適格法人以外の法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。また、3号につきましては 〇番 〇委員に関係する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

m²。契約の内容、契約期間、令和3年6月1日から令和8年5月31日まで。

第6号、貸人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]
[] - []、計 [] m²。契約の内容、契約期間、令和元年6月
25日から令和6年6月24日まで。

第7号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]
[]番地の[]、[]。解約する土地、[] - [] 外 [] 筆、
計 [] m²。契約の内容、契約期間、平成29年3月1日から令和
9年2月28日まで。

第8号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]
[]番地の[]、[]。解約する土地、[] - [] 外 [] 筆、計 []
[] m²。契約の内容、契約期間、令和4年5月28日から令和9年5
月27日まで。合意解約成立の日、令和5年5月30日。土地の引渡しの時
期、令和5年5月30日。

第9号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]
[]番地の[]、[]、[]、[]。解約する土地、[]
[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。契約の内容、契約期間、令和4年6月
23日から令和7年6月22日まで。合意解約成立の日、令和5年6月28
日。土地の引渡しの時期、令和5年6月28日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解
約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質
問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可
することに決定します。

◎日程第9 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第2号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係
る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明を
お願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第2号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法附則第3条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第2項の規定により当会は別海町長に対し同項の規定による通知をするよう要請する。

本案は8件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。第1号から第8号までは同様の内容となっておりますので一括で御説明いたします。1あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和5年7月17日。2農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

いて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していただきますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。貸借期間、許可日から5年間。賃貸価格は [] 円で、1ヘクタール当たり約 [] 円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用賃借するものである。借人は、経営規模拡大のため使用賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から令和7年3月27日まで。使用賃借のため賃貸価格はありません。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は [] 円で、1ヘクタール当たり約 [] 円です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、前号と同じです。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は [] 円で、1ヘクタール当たり約 [] 円です。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、前号と同じです。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[] - [] 外 [] 筆、計 [] m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は [] 円で、1ヘクタール当たり約 [] 円です。

円です。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、計m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は円で、1ヘクタール当たり約円です。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、前号と同じです。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、計m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借するものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は円で、1ヘクタール当たり約円です。

第8号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地、。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、計m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は円で、1ヘクタール当たり約円です。

第9号、申請人の住所氏名、譲渡人、番地の、。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、計m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は円で、1ヘクタール当たり約円です。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては25番大内委員、2号から8号につきましては9番木幡委員、9号につきましては13番畠山委員。

ここで、号については委員に関する案件ですので、番委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（番委員 一時退席）

それでは、6号につきまして9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。さんのお父さんが亡くなり、息子さんも体調を崩しまして、1年間休農することになりました。国道の向こう側の農地をさんに使ってもらうことになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の6号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の6号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、1号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

御説明いたします。6月8日に信夫会長、羽石委員、川原職員、私の4名で現地を見てまいりました。 さんは以前は酪農の傍ら家畜商として大きく仕事をされていたのですが、搾乳を止め、規模を縮小されています。現在は息子さんの さんが営農しているのですが、かなり規模を縮小され畜舎が余るということで、近隣の さんと話がつき、 さんが管理をすることになりました。近隣の農家ですので有効に活用できるものとして問題なしと見てまいりましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号から5号及び7号、8号につきまして9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

それでは、説明いたします。2号の さんから への使用貸借ですが、こちらは使っていなかった土地のようで少し下草が伸びていました。 に使っていただけるということで見てまいりましたのでよろしくお願ひします。3号から5号についてですが、 さんが体調を崩して離農するということで、この3名の方々に1年賃貸をした後、売買する予定です。7号の さんですが、体調を崩して1年休農されるということで、隣の さんに使ってもらうことになりました。最後に8号ですが、今回、 さんから売買したいという声があり、3条で さんが買い取るようになったのでよろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、9号は■■■■さんと■■■■さんの3条の売買案件で、この土地は■■■■さんの土地に隣接しており農地を効率的に利用できると思ひ見てまいりました。よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第3号の1号から5号及び7号から9号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の1号から5号及び7号から9号の質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号から5号及び7号から9号を原案のとおり許可することに決定します。

（11時05分から11時20分まで休憩）

◎日程第11 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、■■■■ー■■■■、面積、■■■■
■■■■^m。目的、農業用施設建設。計画内容、育成牛舎外、計■■■■
■■■■^m。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、■■■■番地の■■■■、■■■■。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、■■■■ー■■■■、面積、■■■■
■■■■^m。目的、農業用施設建設。計画内容、哺育舎外、計■■■■
■■■■^m。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。土

土地利用計画、農用地。転用者、
番地の

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは1号及び2号につきまして、9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

それでは説明いたします。7月19日に畠山委員、石毛委員、事務局で見てまいりました。さんのところですが、育成舎が建っている向い側にパドックがありまして、そのパドックの中に育成舎を建てたいということです。特に問題はないと見てまいりました。それから、についてですが、前に一度申請を出しているのですが、そこからはみ出した部分があるということを見てまいりました。問題ないと思って見てまいりましたので、よろしく申し上げます。

○議長（信夫会長）

議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。

ません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、
筆、計 m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、
砂採取量、 m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法
施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、
番地の、。転用者氏名、丁目
番地、。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、
、計 m^2 。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、
 m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1
項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、番地の、
。転用者氏名、番地の、。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の
説明を求めたいと思います。1号につきましては6番石毛委員、2号につき
ましては9番木幡委員。

それでは、1号につきましては6番石毛委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。7月19日に木幡委員、畠山委員、事務局と見て
まいりました。さんの砂採取の現場なのですけれども、継続して採
っている場所です。現在採っているところがまだ完了届が出ていないとい
うことで、整地はされていない状態でした。次に採る予定の場所にもきちん
と杭が立っていて、採取の仕方も問題はないと見てまいりましたので報告い
たします。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号について9番木幡委員お願いいたします。

○6番 石毛委員

それでは、説明いたします。先ほど完了届のあった場所なのですけれども、
何年も継続して採っている場所です。少しずつ採っている場所です。問題
ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号につきましては委員説明が終わりました。それでは議案第5号に
つきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号を原案のとおり許可することに決定し、北海道農業会議への意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者への許可書を交付することといたします。

◎日程第13 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第13 議案第6号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第6号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は全部で31件ございます。内訳は所有権の移転が22件、利用権の設定が9件となっております。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号から第6号までは報告第1号と内容が重複いたしますので、所有権の移転の内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年8月1日。対価、 円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年9月14日。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第6号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、対価の支払い期限、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。

第3号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。

第4号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び農業用施設用地として利用。対価、 円。

第5号、所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、 円。

第6号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、 円。

第7号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、

。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和5年8月1日。対価、
円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年10月30日。引渡しの日、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第16号までの所有権の移転をする者、利用目的、対価の支払い期限、次号から第22号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、次号から第20号までの引渡しの日、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第8号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
所有権の移転をする土地、
—、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第9号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第10号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第11号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第12号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第13号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第14号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第15号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
—、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

第16号、所有権の移転を受ける者、
番地の、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 m^2 。所有権の移転の内容、対価、
円。

円。

第17号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、外筆、計
m²。所有権の移転をする者、番地の、
。所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。対価、
円。対価の支払い期限、令和5年11月30日。

次号から20号までの対価の支払い期限につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第18号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、
外筆、計m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、
円。

第19号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、
外筆、計m²。所有権の移転をする者、
番地の、。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、
円。

第20号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、外筆、計m²。
所有権の移転をする者、番地の、。所有権の
移転の内容、利用目的、同上。対価、
円。

第21号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、外筆、計m²。所有権の
移転をする者、同上。所有権の移転の内容、利用目的、採草放牧地として利用。引渡しの時期、令和5年8月1日。当事者間の法律関係、贈与。

第22号、所有権の移転を受ける者、番地の、
。所有権の移転をする土地、外筆、計
m²。所有権の移転をする者、番地、
。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、
円。引渡しの時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

続いて利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、番地、
。利用権を設定する土地、
外筆、計m²。利用権の設定をする者、札幌市
中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長
小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として
利用。始期、令和5年8月1日。終期、令和7年11月30日。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定
口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、山田
委員、押田委員。

次号から第9号までの利用権の種類、始期、当事者間の法律関係は同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、
番地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地、
。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和10年7月31日。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、毎年、11月末日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

第3号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。
利用権の設定をする者、
番地の、
。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和8年5月31日。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、藤田委員、藤井委員。

第4号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、同上。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第5号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、
。設定する利用権、内容、同上。終期、令和6年6月24日。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第6号、利用権の設定を受ける者、
番地の、有
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、
。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和6年3月27日。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、毎年12月末日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

第7号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、
。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。終期、令和9年2月28日。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、毎年11月末日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

第8号、利用権の設定を受ける者、
番地の、

。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、同上。終期、令和8年7月31日。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、市川委員、中村委員。

第9号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 、 。利用権を設定する土地、 ー 、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、同上。終期、令和10年3月27日。借賃、年間 円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、羽石委員、浦山委員。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から16号につきましては北海道農業公社の買戻し案件、17号から22号につきましては報告第2号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。

ここで、所有権の移転の 号については 委員に関する案件ですので、 番 委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは議案第6号の所有権の移転の4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の4号を原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

ここで、所有権の移転の7号については 委員に関する案件ですので、

■番 ■委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(■番 ■委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは議案第6号の所有権の移転の7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の7号を原案のとおり許可することに決定します。ここで ■委員に対する議事参与制限を解除します。

(■番 ■委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

ここで、所有権の移転の12号につきましては私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席し、議長を加藤代理に預けます。

(信夫会長 一時退席、議長交代)

○議長（加藤代理）

信夫会長に関する案件ということで、所有権の移転の12号の議案についてのみ、審議を進めたいと思います。

それでは議案第6号の所有権の移転の12号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（加藤代理）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（加藤代理）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の12号については原案のとおり許可することに決定します。ここで信夫会長に対する議事

参与制限を解除し、議長を会長に交代します。

(信夫会長 着席、議長交代)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは利用権の設定について調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の1号及び2号につきましては8番山田委員、3号から7号につきましては15番藤田委員、8号につきましては14番市川委員、9号につきましては1番羽石委員。

それでは1号及び2号につきまして8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。1号の土地は[]さんが3年前に離農した時に[]が北海道農業公社の事業で取得したもので、現在一時貸付中ですが、[]も昨年離農されました。本年、農地法3条で[]の農地は[]の[]が全地取得しました。それに伴い、北海道農業公社からの残り3年の賃貸も引き継ぐものです。2号につきましては、[]さんの土地で娘の[]さんが相続されています。この土地も[]が長年賃貸借で利用していましたが、[]の離農により[]が1ヘクタール当たり約[]円で5年間の賃貸となります。よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号から7号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、御説明します。3号から6号までは[]さんが借りていましたが、昨年に営農を中止したため、今回、次の借り手の方々を調整し[]さん、[]、[]、[]に同一条件で賃貸するものです。7号につきましては、こちらも[]さんが昨年営農を中止したため、[]さんと賃貸していた土地を[]に同一条件で賃貸するものですので、よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号につきまして14番市川委員お願いいたします。

○14番 市川委員

はい、[]さんですが平成28年12月に新規就農して頑張っていたのですが、今の情勢の中で経営が上手くいかないということで離農されまして、隣接している[]さんが3年間借りるものです。よろしくお願いたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。昨年の暮れに[]さんが事故により離農されて、畑を賃貸するというので調整をしてきたのですが、この場所が[]さんしか利用が難しい畑で一旦調整がついたのですが、条件が悪いため一度返されま

した。■■■さんと相談して単価を下げて再度調整をした結果、調整がついたものですのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。それでは議案第6号の所有権の移転の1号から3号、5号から6号、8号から11号、13号から22号及び利用権の設定の1号から9号の議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号の議事参与制限以外の案件につきまして、原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第14 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第14 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第7号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。
今月は3件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、■■■-■■■外■■■筆、面積計■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■番地の■■■、■■■。

第2号、所在、■■■-■■■外■■■筆、面積計■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■番地の■■■、■■■。

第3号、所在、■■■-■■■、面積計■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■番地の■■■、■■■、■■■。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び3号につきましては6番石毛委員、2号につきましては13番畠山委員。

それでは1号及び3号につきまして6番石毛委員よろしくお願いいたします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。1号の[]さんの土地なのですが、30年近く前に[]さんという方がいて、その宅地と一部施設地です。一部もう太陽光パネルが設置されているのですが、さらにその周りの使えない土地の部分に太陽光パネルを設置したいということで、問題ないと思ってまいりました。3号の[]ですが、ここも現在は育成施設としてやっているのですが、前任者の[]さんという方が使っていた時から転用を一切しないで一筆の中でやっていたということです。会社が新しく施設を建てる分などは転用をしているのですが、[]さんが元々所有していた部分が、既に施設地として使われているということで見てまいりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、それでは説明します。[]さんのD型から裏の畑に通じるところに通路を造りたいということで見てまいりました。現在は笹藪で雑種地になっていますので特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。これをもちまして、第2回総会を閉会します。